

発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会  
建設生産・管理システム部会（令和元年度第1回）

議事要旨

日時：令和元年10月28日（月）16:00～18:00

場所：中央合同庁舎第2号館 共用会議室2A・2B

<委員からの主な発言>

議事(3) 品確法第22条に基づく発注関係事務の運用に関する指針

【指針本文に関する意見】

- ・災害後の発注を指名競争入札で行う場合、「競争に加わるべき者が小数で一般競争に付する必要がないもの」と記載があるが、少数かの判断は現場では判断が難しいと想定される。結果として指名競争の選択肢を排除されかねない状態に陥る可能性が有ためこの文言を運用指針から削除して頂きたい。
- ・業務に関しては、地質情報の不確実性について記載されたが、工事においても、業務と同様に、地質業務の不確実性のリスクがあることを運用指針に記述して頂きたい。
- ・地質調査においては現場作業があるため、業務についても、工事と同様にウェアラブルカメラの活用や熱中症対策に関する内容を運用指針に記述して頂きたい。
- ・業務の発注方式のプロポーザル方式において、「高度または専門的な技術が要求される」は記載のとおりであるが、社会条件や地域特性のみならず、地元との合意が難しい場合並びに協議調整のための検討についても、同方式を用いることができるような内容を運用指針に記述して頂きたい。
- ・「工事」に対して「業務」という表現になっているが、以前の「測量、調査及び設計業務」の方がわかりやすい。もしくは品確法の「調査等」という表現で統一すべきではないか。また、災害発生後の復旧において、被災地以外の業務についても、一時中止できる旨の内容を運用指針に記載して頂きたい。
- ・「平準化」について、「人材・資材・機材等の有効活用のため」とあるが、人材とはどういう人のことを指すのか。また、人と資材・機材を並列で書くのではなく、運用指針ではかき分けるべきではないか。

【その他意見】

- ・災害時に応急対策を行ったあと、本復旧工事の入札を行う際、応急対策を行った企業の実績を、総合評価落札方式で評価に反映させる場合には、次年度以降ではなく、即時(当該年度中に)適応をするようにして頂きたい。
- ・「海外技術者の評価制度」について、海外技術者の実績を証明する書類を用意する際、契約書類の原本のコピーや要約版、和訳版と多くの証明書類の提出を求められるため、制度設計にあたり、配慮をして頂きたい。

- ・「施工現場における労働環境の改善」（運用指針）のなかで、「下請業者への賃金の支払いの適正な労働時間確保に関し、その実態を把握するよう努める」と記載されているが、真剣に対策を取ることとなると、今現在の工事日報では不十分であり、抜本的に代える必要があるのではないか。
- ・CIMについて、施工者が作成することは大きな負担なので、対象工事はコンサルタントが作成するなどの決まりを設ける方針はあるか。
- ・運用指針（案）については、本部会の本日欠席の委員にも意見照会を実施すること。

#### 議事(4) 直轄工事における適正な工期設定の取組について

- ・工期設定指針を新たに作成していく中で、工事発注準備段階から工事完成後までの指針を対象とすると、工期に関する内容のみだけでなく、契約上の取り扱い全てを指針で示す必要があると考えられるが、どのような指針とするかよく検討する必要があるのではないか。
- ・橋梁補修工事は複数の橋梁を一つの工事で発注される場合が多く、全橋梁が同時にスタートし同時に完成となると工程はとても厳しい状況に陥る。橋の工種、橋梁ごとの工程をずらした発注をすることも考慮して頂きたい。
- ・余裕期間制度を活用し、異常気象等の影響で工期が遅れた場合は履行遅滞となるのか。また履行遅延は、損害賠償や違約金の請求に直結することから、工期はなにか、また契約との関係を決めておく必要があるのではないか。
- ・工期設定支援システムにより設定された工期について、公告時の見積参考資料として開示された案件があり、これにより週休2日の可否など応札判断ができる。今後の開示方針はどうなっているか。
- ・工期と連動した積算に関して、現行の積算基準では、増工がなく工期延伸する場合に現場管理費は増額されないため、工期延伸に伴い現場管理費を増額する等の積算方法を導入することを検討して頂きたい。また、工期の短縮を求められ突貫工事になった場合においては、経費が増大するため、実際の増額分の費用も計上できるようにして頂きたい。

#### 議事(5) 国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式運用ガイドライン改正について

- ・手続きの効率化については、事務レベルで協議（意見交換）し、具体的に進めていくべきであるのではないか。
- ・ECI方式において不具合が発生した場合は、発注者、設計者、施工者の誰が責任を取ることになるのか明確にする必要があるのではないか。ガイドラインや契約図書に明記しているのか。

以上